

提案仕様書

(「おむつ定期便事業」業務委託 ①おむつ等支給業務委託 (単価契約))

1 業務目的

虐待等のリスクの最も高いといわれる0歳児の家庭に対して、毎月、定期的に関わりを持ち、不安や悩みを聴きながら見守りを行うため、満1歳の誕生日まで月に1回の宅配によるおむつ等の支給を行い、あわせて配達員が、配達ごとに不安や心配ごとがないかなど声を掛け、見守るとともに、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々な情報をお届けすることにより、赤ちゃんの健やかな育ちを支援する。

2 対象

(1) 対象者

明石市(以下「市」という。)に住所を有する0歳児及びその保護者

(2) 予定対象者数

2023年度 28,800人(配達月 2023年4月～2024年3月)

毎月2,400人

2024年度 28,800人(配達月 2024年4月～2025年3月)

毎月2,400人

2025年度 28,800人(配達月 2025年4月～2026年3月)

毎月2,400人

2026年度 28,800人(配達月 2026年4月～2027年3月)

毎月2,400人

2027年度 28,800人(配達月 2027年4月～2028年3月)

毎月2,400人

3 業務場所

明石市内全域

4 履行期間

2023年4月1日から2028年3月31日まで

なお、契約締結日から2023年3月31日までは準備期間とし、この間においては委託料は一切発生しない。

5 業務内容

(1) 概要

子育て経験や知識のある配達員が、0歳児の保護者に不安や心配ごとがないかなど声をかけ見守りを行う。保護者や赤ちゃんと出会うきっかけとして、毎月3,000円相当の赤ちゃん用品を配達し、赤ちゃんの健やかな成長に役立つ様々な情報をお届けする。

(2) 主な内容

①おむつ等支給品の選定

支給対象品は、以下の商品を基本とし、1か月あたり3,000円(税抜)以内で市に提案すること。可能な限り1,500円(税抜)以内の商品を2セット選択できるようにすること。種類の異なる

商品の組み合わせも可能とする。各商品については、できる限り複数のメーカーを取り扱うこと。

ア 紙おむつ（テープ、パンツタイプ毎に各種サイズを取りそろえること。オーガニックコットン素材の商品も取り扱うこと。）

イ 布おむつ（必ず、取り扱うこと。）

ウ おしり拭き

エ ミルク（可能な限り粉ミルクと液体ミルクの両方を取り扱うこと。）

オ 離乳食（対象月齢の異なる商品を取りそろえること。）

カ その他0歳児の育児に必要な生活消耗品

②おむつ等支給品の供給

対象者から申込のあった支給品を供給すること。

③実績報告書の作成（見守り・子育てサポート情報提供業務委託と共通）

受託者は、本事業に係る宅配記録及び子育て家庭の見守り業務に関する受付簿等必要な書類を整備するものとする。また、対象者ごとに毎月末締めで集計を行い、以下の宅配実績一覧表を作成の上、実績報告をまとめ、翌月10日までに市へ報告すること。

実績報告の項目については次のとおりとする。ただし市との協議により変更する場合がある。

ア 宅配数

イ 支給対象品別の単価及び支給個数

ウ 宅配方法（手渡し、留守置き、配達不可など）

エ 乳児の健康状態（前月やこれまでと違う点も含む。）

オ 保護者の健康状態（同上）

カ 対象世帯の状況（玄関付近や室内の様子、異臭の有無、兄弟の様子など）

キ 相談内容の内訳

ク 関係機関への連絡の有無、連絡先

ケ その他宅配時に気になった事項

6 委託料について

(1) おむつ等支給品について

商品ごとに単価を契約し、配達した実績に基づき毎月支払いを行う。（単価契約）

(2) 支払条件

前金払 無

部分払 無（ただし毎月払とする。）

7 情報公開、個人情報の保護

(1) 情報公開

本業務を通じて、受託者が取り扱う情報の管理については、明石市情報公開条例（平成14年明石市条例第5号）に定められた必要な措置を講ずることにより、情報を適正に管理しなければならない。

また、委託者は、受託者が保有する情報について開示請求があったときは、受託者に対して、当該情報を提出するよう求めるものとし、受託者は、速やかにこれに応じなければならない。

(2) 個人情報の保護

本業務を通じて、受託者が取り扱う個人情報については、明石市個人情報保護条例（平成13年明石市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定に基づき、必要な措置を講じるよう努め

なければならない。

(3) 守秘義務について

受託者又は本業務に従事している者（以下「職員等」という。）は、本業務により知りえた個人情報を第三者に漏らしたり、又は不当な目的に使用してはならない。

このことは、契約期間が満了し、若しくは契約を解除されたときも、又は職員等がその職務を退いた後においても、同様とする。

8 業務の再委託に関する事項

受託者は、業務の全部又は大部分を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。なお、業務の一部を再委託する場合は、予め再委託申請書を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

9 その他

(1) おむつ等の宅配は、2020年10月から開始している業務であり、現在の委託期間が2023年3月31日に満了することに伴い、新たに業務委託先を選定するものである。

(2) 配達日から6か月間、対象者からの問い合わせに対応すること。履行期間終了後についても同様とする。

(3) 本仕様書に明記されていない事項であっても、当然必要と認められる本業務に付帯する軽微な業務については、受託者の負担による。

(4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者との協議により決定する。